

第32回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第32回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

|       |   |
|-------|---|
| 日 時   | 平成28年5月30日(月) 14:25~16:45   |
| 場 所   | 東館3階 大会議室2  |
| 出席者   | 委員長 松山 治幸<br>委員 小島 幸保<br>委員 富田 智和<br><br>事務局 佐藤副市長<br>山口総務部長<br>宮崎契約検査課長<br>尾高建築課長<br>宮本道路課長<br>契約検査課職員           |
| 事務局   | 総務部 契約検査課   |
| 会議の公開 | <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開<br>＜非公開・一部公開とした場合の理由＞<br>芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項 |
| 傍聴者数  | 0人(一部公開の場合に記入すること。)   |

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成27年度下半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成27年度下半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成27年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ④ その他
  - ・芦屋市での入札不調・不落の状況について
  - ・3号随意契約について
  - ・28・29年度入札参加資格認定状況について
  - ・平成28年度における入札契約制度の改善について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成27年度下半期  
(平成27年10月1日~平成28年3月31日)  
イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表  
ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表  
①~④抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表  
(平成27年度下半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【平成27年度 第3・4四半期】
- 資料(4) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数

資料（５）平成２８年度 特定随意契約発注見通し・障がい者就労施設等からの物品等の調達

資料（６）平成２８・２９年度指名競争入札参加資格認定件数

資料（７）平成２８年度の入札・契約制度の改善について

### 第３２回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（平成２７年度下半期執行分）

(事務局) 一覧表についてこれまでのものから一点だけ変更し、「参加者数」欄の右に「うち実数」欄を設けています。これは辞退等せずに実際に応札した業者数となっています。公募型指名競争入札の「奥池南町地内污水管更生工事（第２期）」は参加者数３４者、うち実際に応札した業者数も３３者であり、本市の過去の公募型もしくは一般競争入札の中では最も参加者数の多い入札でした。そのうち最低制限価格未満の入札が２２者ありました。污水管更生工事については多くの場合、１０者以上の参加申請があり、他の工事よりも人気の高い工事となっています。２７年度下半期の指名競争入札は５６件であり、２６年度下半期と比較して入札不調となった件数は減少しています。空調や配水管等の管工事において、同じ案件も含まれますが、９件中６件が入札中止と３分の２が不調になっています。理由は、管工事の技術者不足のためと聞いています。

(質疑・意見) 前回、随意契約の選定理由については詳細を記載するようお願いしていましたが、いかがでしょうか。

(事務局) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項の２号もしくは６号での随意契約となる契約案件について、これまでは工事の内容説明を入れていませんでしたが、２７年度下半期より、工事の内容説明も加え、理由としては詳細に記載しています。

(質疑・意見) 污水管更生工事の入札において最低制限価格未満の業者が多数あったとのことですが、最低制限価格は事前にわかっているのですか。

(事務局) ２年前より最低制限価格は事後公表のため、入札の時点では事前公表である予定価格しかわかりません。土木工事の管更生工事は同じような作業が多く、専門性があまり高くないため、技術者不足の問題もなく入札に参加申請しやすいものになります。最低制限価格の計算方法をホームページ上に載せていますのでおおよその金額は推測できるため、最低制限価格を中心に千円刻みで入札されている状況です。

(質疑・意見) 同じ管更生工事でも「伊勢町５街区先外污水管更生工事（第２期）」は参加者数が若干少ないようだが何故ですか。

(事務局) 場所等の関係で制限を受ける場合に若干、応札者数が減少するものと考えられます。例えば、県道や国道が近くにあり、調整が必要と考えられる場所については応札者が少なくなります。

(質疑・意見) 平成２６年度に比べて不調が減ってきた理由は何ですか。

(事務局) 全国的に工事が落ち着いてきたということです。平成２８年度もまだ２か月ですが、５０数件入札を実施し、２件のみ不調という状況です。石巻市への派遣職員からの現状報告を聞いても、石巻市でも不調は減っているとのこと。

(質疑・意見) 参加表明しているのに入札しない業者の辞退の理由は何ですか。

(事務局) 本市の場合は指名競争入札が多く、市側から指名していますので、業者側の都合もあるかと思えます。条件付き一般競争入札及び公募型指名競争入札においてはほとんど辞退がありませんが、申請後に辞退する場合は、実際に積算した結果、金額が予定価格を超えたためや、他の工事と重複したための技術者不足といったことが理由として挙げられます。

(質疑・意見) 前回不調となった2件の「市立精道小学校他11校園外壁赤外線調査業務委託」と「排水性舗装機能回復業務委託」について、前者は期間を長くすることで今回落札されたとのことですが、後者が今回落札された理由は何ですか。

(事務局) 設計内容を見直したことで落札されたと思われま。

(事務局) 予定価格段階別一覧表において加重平均落札率に加えて単純平均落札率も載せています。これは、加重平均落札率では、金額の大きい工事があると、率がそれに引っ張られる傾向があるので、他市の入札監視委員会でも単純平均落札率を利用するところが増えてきているためです。平成26年度は議会案件の大型工事が3件あり、建築工事では最低制限価格が予定価格の90%となることが多いため、加重平均でみると88.45%と大型案件に引っ張られています。平成27年度の単純平均は、落札率の低かったLEDの工事等の理由により80.07%と下がり、25年度や26年度より低い値となっています。

今回より参加者数に加えて、うち応札した実数を載せましたので、辞退率が算出できます。平成26年度下半期の辞退率が42%で、平成27年度下半期の辞退率は38%と4%下がっており、入札参加者が増えていることがわかります。

(質疑・意見) 大きな工事があるとどうしても落札率に影響があるというのはわかります。辞退率については次回以降、数字として資料に載せてください。

(事務局) 次回より載せることとします。

#### (1) ①芦屋市庁舎北・南館内外装改修工事

(事務局) 本件は1回目の一般競争入札で1者しか参加申請がなく、不調となったことを前回の入札監視委員会で報告させていただいたものの2回目の入札として実施したものです。不調後に行った見直し内容として、1点目は予定価格が6億9430万円であったものを7億3810万円とし、2点目は本店もしくは支店の所在地を阪神8市から兵庫県または大阪市に拡げ、3点目は工程に余裕を持たせることにより、夜間作業を減らし受注しやすい環境を作りました。結果として3者が入札に参加申請し、2者が最低制限価格でくじにより受注者を決定しました。

(質疑・意見) 所在地の部分については特例ですか。

(事務局) 前回の入札時は阪神8市の所在地という資格要件で1者のみの参加申請だったため、早期に着手したい思いで、今回は設定を変更しました。

(質疑・意見) 通常、阪神間としているのは何故ですか。

(事務局) それで十分に競争性が確保できるからです。西宮市や尼崎市では一般競争入札であっても市内業者のみで実施し、競争性が確保できるとしています。本市では、市内のみでは参加者数が少ないですし、阪神間とすれば十分に競争性も確保できると考えています。

(1) ②芦屋市立上宮川文化センター大規模改修建築工事

(事務局) 築30余年経過し初めての改修工事で、公募型指名競争入札を行いました。結果として6者が入札に参加申請し、2者が最低制限価格でくじにより受注者を決定しました。

(質疑・意見) 最低制限価格は事後公表であるのに、入札金額が同額となるものなのですか。

(事務局) 最低制限価格の計算式は公表しており、直接工事費の95%等の最終の合計額が予定価格の70%未満もしくは予定価格の90%を超える場合は、その上限下限の金額を最低制限価格とすることにしています。建築工事では、直接工事費が大きいため上限である90%となることが多く、最低制限価格が推測しやすいと言えます。

(質疑・意見) 予定価格を上回る金額での入札をされることはあるのですか。

(事務局) 事前公表ですので基本的にはないですが、過去に自社で積算すると予定価格以上であったため、そのまま予定価格以上で入札した業者がありました。

(質疑・意見) 他市で参加業者の入札金額が、最低制限価格の変動型を採用していることで全て最低制限価格を下回ってしまったということを知ったことがありますか。

(事務局) 変動型の最低制限価格については、ランダム係数で最低制限価格が上昇したときに、入札金額を抑えてきた業者が全て無効となってしまうことが続く可能性もありますので、最低制限価格の設定方法については慎重に検討する必要があると考えます。

(1) ③市内一円公益灯LED化工事(その2)

(事務局) 指名競争入札で、電気工事については市内業者3者を含んだ7者を指名しています。市内業者の1者は指名後に廃業しましたので、現在市内のLED化工事を受注希望している電気工事業者は2者となっています。本市では「工事等契約の事務処理要領」において、「工事費のうち材料費、機械費の割合が高い等価格変動要因を多く含むもの及び解体工事については原則として最低制限価格を設けないものとする。」と規定しており、LED電灯が価格の大部分を占めるため、本件については最低制限価格を設けておりません。そのため、非常に落札率は低くなっています。

(質疑・意見) 落札率は低いが、実績が少ないために予定価格は高いと思います。LEDへの変更計画はいつまでですか。

(事務局) 平成32年までで計画しています。ランニングコストとして効果の大きい水銀灯から交換しています。その後、費用対効果の大きい蛍光灯を交換していく予定です。まとめてLED化している自治体もありますが、技術的に日進月歩であり、耐用年数等も変わってきていることから計画どおり進めています。

(1) ④奥山精道線側溝敷設替工事

(事務局) 本件については指名競争入札として市内土木業者5者を指名しましたが、4者辞退のため入札中止となりました。そのため、入札した1者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の入札不調による随意契約を締結しました。

(質疑・意見) 随意契約での契約金額はいくらでしたか。

(事務局) 税抜きで182万円です。ほぼ予定価格となっており、工事の内容としては県との調

整を含む、庁舎前を無電柱化する工事に伴い発生する工事となっています。交通量の多い場所であるため、予想し得ない安全費等が発生する可能性もあり、応札するのが難しい案件となりました。

(質疑・意見) 予定価格の積算の中には安全性の確保等も考慮されていますか。

(事務局) 考慮されています。但し、1者入札に参加申請しており、予定価格の範囲内に収まったことと急を要したため、随意契約としました。

## (2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成27年度下半期執行分)

(事務局) 上半期は2件でしたが、下半期は16件の指名停止と多くなりました。内訳は「独占禁止法違反行為」関連が11件、「贈賄」関連が1件、「建設業法違反行為」が2件、「競売入札妨害又は談合」関連が1件、「不正又は不誠実な行為」関連が1件となっています。

(質疑・意見) 多いですね。神戸の橋桁が落下した件についてはまだですか。

(事務局) まだ、監督官庁の処分が出ておりませんので指名停止にはしていません。

(質疑・意見) 羽田空港の滑走路の工事データ改ざんの件についてはどうですか。

(事務局) その件についてもまだ処分が出ていませんので、指示処分以上が出れば、指名停止とします。

## (3) 随意契約サンプリング調査結果報告(平成27年度第3・4四半期)

(事務局) 公益灯の補修・改修にかかる工事については入札案件である単価契約の範疇と考えられますが、何故別工事として発注しているのかを調査しました。路線毎にデザインの違う灯具を使用しているためであり、灯具単価算定には数年に一度の部分取替えでも年間2回の見積もり徴取が必要になることから、スポット的な発注も妥当であると認められました。

指示書により受注予定者が現地確認を行い見積提出されていると思われる案件が見受けられたので、発注者責任として現地調査を行い適切な指示書にて発注にあたるよう注意喚起しました。

工事指示書日付と工事始期が同一の案件については、見積もり期間の確保不足となるので厳重注意しました。

(質疑・意見) 単者随意契約の件数は5年前と比較して減っていますか。

(事務局) 件数はそれほど変わっていません。減らすとすれば現行の規定を改訂する必要があります。

(質疑・意見) 随意契約について入札にかけられるものはないですか。

(事務局) 随意契約については、基本的な考え方として入札が可能なものについては入札で実施するよう努め、業者選定委員会でも理由を厳しく問うようにしています。

## (4) ① 芦屋市での入札不調・不落の状況について

(事務局) 不調・不落発生率は平成26年度の15.9%から平成27年度14.0%となり、1.9%下がっています。その中で工事に特定すると、発生率は平成26年度13.8%に対し、平成27年度15.8%と2.0%上がっています。これについて、件数とし

ては1件の差であり、入札件数が減ったために発生率が上がっているものと考えます。但し、平成27年度の下半期について、入札状況は改善されており、平成26年度の下半期と比較しても発生率が大幅に減少しています。

工事種別としてみると、管工事の不調発生率が66.7%と3分の2が不調となっており、他の工事と比較して突出しています。理由は先ほども述べたように技術者不足と聞いています。それほど多い工種ではありませんので、平成28年度についてはまだ入札案件がありません。

平成28年度については現在2か月で51件入札し、2件（同一案件のみ）しか不調がなく落ち着いている印象を受けます。

(質疑・意見) 平成27年の4、5月の状況はどうでしたか。

(事務局) 昨年5月に入札監視委員会を開催した時点では既に工事で4件の不調が発生していましたので、難しい工事が少ないためかもしれませんが改善されているように感じます。

(質疑・意見) 予定価格は上がっているのですか。

(事務局) 上がっています。国の積算基準の改正がされていますので、特に労務費、人件費が3年前と比較して上昇しています。建設労働者の賃金底上げのような政策的なものもあると思います。他の業種と比較して建設業の平均年齢が40歳台後半と圧倒的に高いと聞いています。

#### (4) ②3号随意契約について

(事務局) 地方自治法施行令第167条の2第1項の3号での随意契約については、同法の定めにより、特定随意契約の手続に関する要領を定めており、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等から役務提供もしくは商品を購入しています。同要領に基づき、一覧を窓口開架及びホームページで公表しています。

(質疑・意見) 市議会便りや広報あしやの全戸配布についてはシルバー人材センターが一緒に行っているのですか。

(事務局) 市議会便りは四半期に1回で、広報あしやとは別に配布しています。広報あしやについては、震災前は広報委員が配布してくれていましたが、震災後に仕組みが疲弊してしまったので、新聞折り込みで対応しておりました。しかし、昨今では新聞を取らない家庭も増え、なかなか行き渡らない状況がありましたので、今年度からシルバー人材センターによる全戸配布としました。

(質疑・意見) 公園の清掃等についてもシルバー人材センターが入っていますが、地域のことは地域に任せて、公園の清掃は地域の方がすべきではありませんか。

(事務局) 自治会等でも地域の清掃はしてもらっています。規模に応じて可能なところをシルバー人材センターや障がい者就労施設にお願いしているところです。高齢者や障がい者にも就労の機会を設けるために実施しています。

#### (4) ③28、29年度入札参加資格認定状況について

(事務局) 2年に1回、業者登録を行っていますので、平成28年4月からの登録状況の報告になります。建設工事業及び物件関係で業者数が減っていますが理由は別と考えています。

まず、建設工事業ですが、直近3年間は横ばいとはなっているものの全国的に建設許可業者数が減っていることが挙げられます。平成11年のピーク時に60万業者あったものが平成26年には47万業者と2割程度減少しています。市内業者でも後継者難等で廃業している業者があることを聞いています。物件関係については、平成26年度の更新時は増えていますので、今回減少している理由がわかりにくくなっていますが、申請時期を例年より前倒ししたことにより、業者側で申請受付を勘違いして漏れた分が減少数に含まれているのではないかと考えております。実際にそのような話も聞いています。今年度初めての試みですが、中間年度に追加受付をすることを検討しています。

(質疑・意見) 今年度が中間年度に当たるのですか。

(事務局) 27年度が28、29年度分の登録年度であり、29年度が次回分の登録年度となるため、28年度が中間年度となります。実施時期については検討中です。他市に聞くと中間受付では申請件数が全体の1割程度と聞いていますので、本市の規模では約100件程度と考えています。

(質疑・意見) 2年に1回でない方が機会も増え、良いと思います。

#### (4) ④平成28年度における入札契約制度の改善について

(事務局) 平成28、29年度建設工事業業者登録における社会保険等加入の要件化をしましたが、国も県も一斉に周知のうえで行っているため、苦情等はありませんでした。

工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和について、他市では既に実施しているところが多く、本市でも実施したところでは、

最低制限価格の設定方法の変更について、LEDの工事等でみられる材料費が価格に大きく影響をもたらす案件等で最低制限価格を設定しない取扱いをしているのは阪神間では本市のみの状況でしたので、平成28年10月1日以降に公告または指名を行うものに対し全て最低制限価格を設定するようにします。若者が業界から離れていくのを避けるため条件整備をして工事価格の底上げを図る国の方針に合わせたものであります。

条件付き一般競争入札の実施範囲の拡大について、予定価格が1億5000万円以上のものから3000万円以上のものに拡大を行うのを、平成28年10月1日以降に公告または指名を行うものから実施します。本市では年に十数件が対象になるかと思えます。これまで8000万円以上の案件については公募型指名競争入札を実施していましたが、本変更により公募型指名競争入札はなくなります。

(質疑・意見) 最低制限価格の設定変更については予算が増額になってしまうのでは。

(事務局) 予算額は予定価格で組みますので変更はなく、落札額が今後は実勢価格に近付くことになり、不用額が減ることになります。本変更により予定価格も今後はシビアに、より実勢価格に近付けていく必要があります。

(質疑・意見) 工事において落札率が極端に低い案件はなくなるということですか。

(事務局) 最低制限価格が70%から90%のため、低くても70%になるということです。

以 上